

## 熊本県行政文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 (平成25年7月10日決定)

熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。

### 第1章 利用制限情報該当性の判断基準について(条例第15条第1項第1号)

条例第15条第1項に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書に記録されている情報が条例第15条第1項第1号に規定する情報(以下「利用制限情報」という。)に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して、以下の基準により行う。

#### 第1 法令秘等情報(条例第15条第1項第1号ア〔熊本県情報公開条例第7条第1号〕)について

- 1 「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」
  - (1) 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる(地方自治法第14条第1項)ものとされている。したがって、既に法令の規定や実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報については、この条例においても利用制限とする。
  - (2) また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報は、この条例と他の条例との関係はいわゆる一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって利用させることはできない。
  - (3) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。「条例」には規則は含まれないが、法令又は条例の規定により不開示とすべき事項を規則に委任している場合は含まれる。
  - (4) 「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないとされている場合等をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」
  - (1) 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与(不開示の指示)であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの(例えば「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等)は、これに該当しない。

例えば、地方自治法第245条第1号の規定による指示、第245条の7の規定による法定受託事務の処理に関する是正の指示、第245条の9第1項の規定により都道府県が

法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものなどがある。

(2) 「国の機関」については、次のようなものがある。

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関

内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる府及び省並びにその外局として置かれる委員会及び庁

法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院

これらに置かれる機関

府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等

その他内閣、国会、裁判所なども含まれる。

## 第2 個人に関する情報（条例第15条第1項第1号イ〔情報公開条例第7条第2号〕）について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益は、最大限に保護する必要があること、個人の権利利益の中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、プライバシーに係る情報を全て類型化することが困難であることから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている特定歴史公文書については、原則として利用を認めないとすることを定める（いわゆる「個人識別型」の採用。）とともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている特定歴史公文書についても、同様に利用を認めないとすることを定めたものである。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の利用制限情報として取り扱うことから除かれるべき情報が記録されている特定歴史公文書については、この条例の目的に照らし、原則利用許可と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、例外的に利用を認めることとしたものである。

### 1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、次のような情報など、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

思想、信条、信教等個人の内心に関する情報

体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報

家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報

職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報

収入、所得、資産等個人の財産の状況に関する情報

その他特定の個人を識別することができる情報

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に利用制限し、個人情報判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に利用制限すべきでない情報を本号ウにおいて除外している。

「個人」には、利用請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により利用制限されていた情報が、個人が死亡したことをもって利用を許可されることとなるのは不相当だからである。

- (2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報に含まれるが、情報公開条例第7条第3号の法人等の事業活動に関する情報とその性質が同様と考えられるため、同号の規定により利用可否の判断をする。

- (3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体とする。

「その他の記述等」には、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が含まれる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」には該当しない。

- (4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合し、組み合わせることにより特定の個人を識別することができるものについては、個人識別情報として利用制限情報となる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も利用請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質、内容等に応じて、個別に判断する。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報の利用を許可すると、当該集団に属する個々に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このような場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを利用制限情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保

されると考えられる。

しかしながら、中には、個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要性がある場合について、補的に利用制限情報として規定したものである。

## 2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」 (ただし書ア)

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、これを公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるか、あるいは場合により個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、あえて利用制限情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の利用制限情報から除くこととしたものである。

### (1) 「法令等の規定により」

「法令等の規定」は、第1号にいう「法令等」と同義であるが、何人に対しても等しく当該情報を公開させることを定めている規定に限られる。例えば、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報を公にすることを定める商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、不動産の権利関係に関する情報を公にすることを定める不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条をいう。閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。

公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項に対する同条第3項、住民基本台帳法第11条の2第1項に対する同条第4項のように、法令等に何人でもと規定されていても、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないことから、これらの規定は該当しない。

### (2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。例えば、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等である。

同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

### (3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、利用請求の時点では「公にされ」には当たらない場合があることに留意する。

また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

### (4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば

何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に管理されている情報をいう。例えば、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した個人情報並びに個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報である。

また、ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

### 3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書イ)

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、一方、人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

利用制限情報該当性の判断に当たっては、利用させることの利益と利用させないことの利益との調和を図ることが重要である。このため個人情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康等を保護する必要性が上回る場合には、当該個人情報を利用させる必要性と正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならない。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活又は財産の保護とでは、利用決定により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

### 4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書ウ)

- (1) 歴史公文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者(「職」)がどのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては利用制限されないこととしたものである。

また、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、特定の公務員等を識別することができる情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、利用に供することとしたものである。

- (2) 「当該個人が公務員等である場合において」

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が、例えば、職務遂行の相手方として、公務員等以外の個人に関する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報

である場合には、各個人ごとに利用制限情報該当性を判断する。

すなわち、当該公務員等にとっての利用制限情報該当性と他の個人にとっての利用制限情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は利用制限される。

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかの別を問わないものである。したがって、国務大臣、国会議員、裁判官から地方議会議員、審議会等の構成員の職員で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。

また、過去において公務員等であった者は当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(3) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(4) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくないが、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにする観点から、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、その氏名、職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては利用制限されない。

「公務員等の職」とは、公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいう。

「警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等」とは、警察職員他にこれに準ずるものとして麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたものをいう。

職務遂行に係る情報であっても、それが他の利用制限情報に該当する場合には、利用制限される。

また、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する。

例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては

職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に利用制限されることになる。

- (5) 警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を利用の対象としないこととしたものである。公にした場合、これらの公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書アに該当する場合には例外的に利用させることとする。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号ウとともに、アが重畳的に適用され、個人情報としては利用制限されないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

## 5 本人からの利用請求

この条例の利用請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の利用請求が行われることも考えられるが、その場合には、条例第16条の規定により取り扱うこととなる。

### 第3 法人等に関する情報(条例第15条第1項第1号ウ〔情報公開条例第7条第3号〕)について

県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人等又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として利用させる。しかしながら、法人等又は事業を営む個人は、雇用の場の確保、社会への財やサービスの供給等を通じて、社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は尊重、保護されなければならない。

本号アは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている特定歴史公文書は、原則として利用制限することを定めたものである。

本号イは、実施機関は行政の執行に当たり、法人等又は事業を営む個人から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該法人等又は個人の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、実施機関の要請を受けて、利用制限するとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における利用制限の取扱いに対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報が記録されている特定歴史公文書は、原則として利用制限することを定めたものである。

本号ただし書は、本号ア又はイに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によ

って生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分が記録されている特定歴史公文書については、例外的に利用させることとしたものである。

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」とは、情報公開条例第6条第1項第1号の「法人その他の団体」と同義である。

「法人」とは、営利法人（株式会社等の会社法上の会社）公益法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、農業協同組合等の民間の法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、公共性が高いことから、法人等とは異なる利用制限の基準を適用すべきであるので、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については第4に規定するものである。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあることに留意する。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について利用制限情報該当性を判断する。

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。したがって、事業活動と区別される事業を営む個人の家族構成、個人の所得、財産の状況等に関する情報は、個人に関する情報として判断する。

法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報は、当該法人等又は個人から「法令等に基づき権限により収集した情報」に限ることなく「任意に提供された情報」も含む。

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

ただし書前段は、法人等又は個人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は利用させることを定めたものである。この場合、現実に危害等が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、利用させることにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の利用がその危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合の当該事業活動に関する情報が「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

- (4) 「ただし、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。」

ただし書後段は、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分については、利用させることを定めたものである。

「実施機関との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において実施機関と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するもの」とは、法人等又は事業を営む個人と実施機関との契約に基づき、実施機関が、支出に関して作成し、又は取得した行政文書をいう。

## 2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)

- (1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切をいう。

- (2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

- (3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

- (4) 「害するおそれ」

法人等又は事業を営む個人には株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ア 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば次のような情報をいい、必ず

しも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものも含まれる。

法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

結社の自由を保障し組織秩序を維持するため、社会通念上団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより、団体の自治に対する不当な干渉となる情報

その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報

イ 次のような情報が記録された行政文書は、「正当な利益を害するおそれ」があるとは認められず、利用に供する。

法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）

- ・ 法人に関する登記事項

実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）

- ・ 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項

- ・ 報道広告等により法人等が公表した営業実績

県が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

- ・ 県が作成した法人名簿等で従来公表してきたもの

情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

- ・ 各種統計資料

許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの

- ・ 法人設立許可申請書

- ・ 補助金交付申請書

3 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」  
(イ)

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、不開示の条件が付されていることを理由に全て利用制限するのではなく、当該条件が合理的なものと認められる限り、利用制限情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、情報公開条例第7条第6号ア等の規定によって判断する。

(1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、含まれる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、この条例に基づく利用請求に対して利用制限することはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されたものをいうが、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報であれば、たとえ当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについても、「任意に提供された」情報には該当しない。

- (2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、非公開とする慣行又は通常の見取りが存在し、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。

「当該条件を付することが...合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。

「当時の状況等」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断する。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなす。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

第4 事務又は事業に関する情報(条例第15条第1項第1号ウ〔情報公開条例第7条第6号ア若しくはオ〕)について
--

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、利用制限に該当する。

- 1 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実

**の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)**

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。
- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税反則取締り、漁業取締り等をいい、類似の事務事業として税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。
- (4) 「試験」とは、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う人の知識、能力等又は物の性能等を試す資格試験、採用試験等をいう。
- (5) 「租税の賦課若しくは徴収」  
「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の方針、内容等に関する情報(監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報)や試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、利用制限する。また、事後であっても、例えば、監査等の方針、内容や違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、本号に該当する。

**2 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(オ)**

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。本県の場合、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業及び病院事業が県が経営する企業に該当する。)又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、情報公開条例第7条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを利用制限する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営していること又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業であることに照らして、県民等に説明する県の責務を重視した判断が必要になるため、その開示の範囲は法人等に関する情報とでは当然異なり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関する情報の利用制限の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第5 議会の議員又は会派の活動に関する情報(条例第15条第1項第1号エ〔情報公開条例第7条第7号〕)について

- 1 議会の構成員である議員は、日常的に県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っているが、その活動に関する情報が利用されることにより、議員の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に利用制限する規定を設けたものである。
- 2 また、議会において政党又は信条を同じくする議員が結成した団体である会派も、団体として県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っており、その活動に関する情報が利用されることにより、会派の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に利用制限する規定を設けたものである。
- 3 「議会の議員...に関する情報」とは、議員個人として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが含まれる。
- 4 「議会の...会派の活動に関する情報」とは、議会の会派として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが含まれる。
- 5 「公にすることにより、当該議員の...活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員個人が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その議員の議員活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。したがって、法令等の定めるところにより、閲覧することができる情報又は公表を目的として作成し、若しくは取得した情報は、該当しない。
- 6 「公にすることにより、当該...会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、会派が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その会派の議会活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。

第6 公共の安全等に関する情報(条例第15条第1項第1号オ)について

- 1 公共の安全と秩序を維持することは、県民等全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を利用制限情報とすることを定めたものである。
- 2 本号は、情報公開条例第7条第6号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と犯罪予防等とはその内容が性格的に異なる側面があるので、独立した利用制限情報として設けたものである。

本号は、主に、公安委員会及び警察本部長において管理されている行政文書に記録されている情報を対象にしているが、知事部局等において管理されている行政文書に記録されている犯罪予防等に関する情報も含まれる。

本号に該当する情報を公にすれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を利用制限するものである。
- 3 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体、財産等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、衛生監視等のいわゆる

る行政警察活動に関する情報は、本号の対象ではなく、情報公開条例第7条第6号により利用・利用制限が判断される。ただし、行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象からはずれるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の犯罪捜査に支障を及ぼす情報や、これらの犯罪を容易にするような情報であれば対象となる。

#### 4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、例えば、火薬庫台帳、警備日誌等のように、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により利用制限する。なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

検察官が裁判所に対し特定の刑事事件について審判を求める意思表示をする訴訟行為を公訴の提起というが、「公訴の維持」とは、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。

犯罪に対して科される制裁を刑といい、「刑の執行」とは、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

- (2) ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制に関する法律(平成12年法律第81号)に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが、人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、自由等を危害から保護し、住民生活が平穏、正常に営まれている状態が阻害されたりすることのないよう保障し、

あるいは、社会の風紀その他の健全な社会生活に必要な法規等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去するために必要な警察活動をいう。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、情報公開条例第7条第6号の事務又は事業に関する利用制限情報の規定により利用・利用制限が判断されることになる。

なお、法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（第6号）により対応することになるが、個別案件において本号に該当することがあり得る。

5 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、利用・利用制限の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての 実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしている。

- (1) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- (2) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、利用・利用制限の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。

第7 条例第15条第1項第2号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第1項第2号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- (1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。
- (2) 「原本を現に使用している場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、移管元実施機関による借覧、他の利用請求者による利用等の合理的な理由に

より使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

## 第8 条例第15条第2項に基づく時の経過の考慮及び移管元実施機関等の意見の参酌

利用請求に係る特定歴史公文書が条例第15条第1項第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書又は法人文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」(利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方)を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について」のとおりとする。
- (2) 「参酌」とは、実施機関及び地方独立行政法人等の意見を尊重し、利用制限情報の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は知事が行う。

## 第2章 部分利用に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第3項に基づき部分利用をさせるべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- (1) 「容易に区分して除くことができるとき」

当該特定歴史公文書のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分利用をさせないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分に被覆、複写物の墨塗り等を行い、当該内容がわからないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書については、条例第14条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損さ

せる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

- (2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に利用させるに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、知事が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

### 第3章 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第15条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第16条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第15条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第15条の規定により判断することとなる。

(別表)

30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について(第1章第8関係)

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定歴史公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		